

○宮崎大学教育文化学部教授会規程

	〔平成16年4月1日〕	
	制 定	
改正	平成17年6月15日	平成19年1月10日
	平成20年2月6日	平成21年1月14日
	平成22年9月24日	平成23年4月6日
	平成24年6月6日	平成25年10月1日
	平成26年3月4日	

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人宮崎大学基本規則（以下「基本規則」という。）第48条第9項の規定に基づき、教育文化学部教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。

(組織)

第2条 教授会は、教育文化学部専任の教授、准教授及び講師並びに教職大学院専任の教授、准教授及び講師（以下「教授会構成員」という。）をもって組織する。

(審議事項等)

第3条 教授会は、次の各号に掲げる事項について審議し、基本規則及び国立大学法人宮崎大学職員就業規則等関係規程によりその権限に属させられた事項を行う。

- (1) 学部の教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入学、卒業その他在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (3) 附属学校及び附属教育協働開発センターに関する重要事項
- (4) その他学部の教育又は研究に関する重要事項

(議長)

第4条 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

(副議長)

第5条 教授会に副議長を置き、副学部長の内1人をもって充てる。

2 副議長は、議長を補佐し、議長不在のときは議長となる。

(議事)

第6条 原則として、毎月2回定例教授会を開くものとする。

2 教授会構成員5名以上の連署によって議題として取り扱うことの請求があったときは、教授会においてこれを審議するものとする。

(定足数)

第7条 教授会は、出張、附属との共同研究、公式行事、休暇等により出席できない者を除いた教授会構成員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

(教授会構成員以外の者の出席)

第8条 事務課長及び附属学校園長は、教授会に出席し、必要に応じて発言することができる。ただし、議決権は有しない。

2 学内共同教育研究施設及び安全衛生保健センターの専任教員（助手を除く。）は、教授会の議を

経て出席できる。ただし、議決権は有しない。

3 教授会は、必要と認める場合は、構成員以外の者に教授会への出席を求め、その意見を聴くことができる。ただし、議決権は有しない。

(議決)

第9条 教授会の議事は、出席した教授会構成員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、教員の採用、教授会規程の改正については、出席した教授会構成員の3分の2以上の賛成を要するものとする。

(議事録)

第10条 教授会の議決事項及び報告事項は、これを議事録に記載し、教授会の承認を得るものとする。

(開催通知)

第11条 教授会の日時及び議題は、緊急の場合を除き開会の前々日までに通知するものとする。

(事務)

第12条 教授会の事務は、総務係において処理する。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月6日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年6月6日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。